

事 務 連 絡

平成26年12月11日

入国者収容所首席入国警備官（企画管理担当）殿
地方入国管理局首席入国警備官（企画管理担当）殿
地方入国管理局支局首席入国警備官（企画管理担当）殿

法務省入国管理局警備課

補佐官 島 津 真佐志

救命講習の実施及び医師に相談できる環境の整備について（依頼）

普通救命講習（心肺蘇生法等）については、毎年、各官署において適宜実施されていることと思っておりますが、本年11月に発生した被収容者の死亡事案を踏まえ、改めて、各官署所属の全ての入国警備官（東京、名古屋、大阪局及び横浜支局にあっては処遇担当部門職員）を対象（今年度未受講者）とした救命救急に関する講習について、地元消防署等の協力を得ながら、平成27年1月末までに実施し、入国警備官による医療知識の習得に努めるとともに、緊急時対応への備えとするようお願いします。

なお、実施にあたっては、救命救急行為が必要となる前段階において、具体的にどのような兆候が認められる場合に生命に関わる疾患であるのか、その見極めのための具体的手法に主眼を置いた講習となるよう地元消防署等に対し、具体的に依頼願います。

また、突発事案への対応については、平成25年12月4日付け当職事務連絡をもって、「ちゅうちよすることなく直ちに救急車の出動を要請する」よう指示しているところではありますが、その徹底について、再度、部下職員に指示するとともに、各官署とも、自庁予算の範囲内で、常日頃から24時間いつでも医師に相談できる環境を速やかに整えるよう尽力願います。

おって、今年度実施済みの講習（既報告官署は不要）及び今後実施する講習の結果、並びに確保できた医療体制については、平成27年2月第1週までに本職あて報告願います。